

いわて特別支援教育推進プラン(2019~2023)

～つなぐ、いかす、支える～

平成30年12月

岩手県教育委員会

目次

I	特別支援教育に関する推進プランの概要と現状	
1	特別支援教育に関する推進プランと国の動向	1
(1)	特別支援教育に関する推進プランの概要	1
(2)	国の動向	1
2	いわて特別支援教育推進プラン【平成25年度～平成30年度】による成果と課題	3
II	いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）の方向性と概要	
1	いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）の方向性	9
2	いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）の概要	10
III	いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）の具体	
1	つなぐ ～就学から卒業までの一貫した支援の充実～	
(1)	早期からの継続した教育支援体制の整備	11
(2)	卒業後を見据えた支援の充実	13
2	いかす ～各校種における指導・支援の充実～	
(1)	地域資源を活用した指導・支援の充実	14
(2)	多様なニーズに対応した指導・支援の充実	16
(3)	交流及び共同学習の充実	19
3	支える ～教育環境の充実・県民理解の促進～	
(1)	多様なニーズに対応した教育諸条件の充実	20
(2)	共生社会の形成に向けた県民の理解	22

I 特別支援教育に関する推進プランの概要と現状

1 特別支援教育に関する推進プランの概要と国の動向

(1) 特別支援教育に関する推進プランの概要

これまでの特別支援教育に関する推進プランの概要や策定の背景等を以下に示します。

◇「特別支援教育の推進について（通知）※1」

文部科学省初等中等教育局長通知（H19）

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

◇「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」

岩手県発達障がい者支援体制検討委員会・広域特別支援連携協議会※2（H20）

岩手県における今後の特別支援教育の在り方

【基本理念】

「共に学び、共に育つ教育」の推進

【特別支援教育の目指す姿】

- ▶ 身近な地域において、一人一人の教育的ニーズに応じる教育
- ▶ 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが自己実現できる教育
- ▶ 幼児期からの継続的・系統的な教育

◆「いわて特別支援教育推進プラン」(H21)

【主な施策】

- ・「交流籍」を活用した交流及び共同学習
- ・特別支援教育エリアコーディネーター配置

◇「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例※3」(H23)

【目的】

障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら、心豊かに主体的に生活することができる（共に学び共に生きる）地域づくり

◆「いわて特別支援教育推進プラン【平成25年度～平成30年度】」(H25) ※以下「現推進プラン」

【主な施策】

- ・県就学指導委員会の機能改善
- ・重度重複障がいや通常の学級等に係る研究

※1 特別支援教育の推進について（通知）：特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、各学校において行う特別支援教育の基本的な考え方、留意事項等を示したもの。

※2 岩手県発達障がい者支援体制検討委員会・広域特別支援連携協議会：障がい児(者)の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援の推進を図るため、関係機関の連携と必要事項の検討を行う。岩手県保健福祉部障がい福祉課及び岩手県教育委員会事務局学校教育課による共同設置。

現推進プランは、「いわて県民計画」、「岩手の教育振興」の基本目標及び政策推進の基本方針や、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の趣旨を踏まえ、県教育委員会等における他の計画との整合性を図りながら平成 25 年 11 月に策定されたものであり、平成 30 年度が完結年度となっています。

そこで、新たに今後の本県特別支援教育の方向性を示す「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」（以下「新推進プラン」という。）を策定し、特別支援教育の取組を推進することにより、すべての人がお互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる共生社会※₄の実現を目指していきます。

(2) 国の動向

現推進プラン策定後、我が国においては、平成 26 年 1 月の「障害者の権利に関する条約※₅」の批准、平成 28 年 4 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律※₆」の施行等、共生社会の形成に向けた国内法の整備が進められてきました。

また、平成 25 年 9 月の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の一部改正、平成 28 年 12 月の通級による指導※₇に関する学校教育法施行規則の一部改正、平成 29 年 3 月以降の各校種における新学習指導要領の告示等、インクルーシブ教育システム※₈推進のための関係法等の整備についても進められてきました。

さらには、平成 29 年度から文部科学省生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」が設置されるなど、障がいのある方の生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けた取組についても進められてきているところです。

-
- ※₃ 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例：障がいについての理解の促進と障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関して、基本理念や県等の責務、役割等を定めた条例。平成 22 年 12 月に全国で3番目に制定。
- ※₄ 共生社会：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある方等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。
- ※₅ 障害者の権利に関する条約：平成 18 年 12 月に国連総会において採択された障がい者に関する初めての国際条約。我が国は平成 19 年 9 月に署名し、平成 26 年 1 月の批准書の寄託を経て、平成 26 年 2 月 19 日から我が国について効力が発生。合理的配慮※₉やインクルーシブ教育システム等の理念を提唱。
- ※₆ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律：障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的として制定。
- ※₇ 通級による指導：通常の学級に在籍し、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした特別の指導。
- ※₈ インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある方が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある方と障がいのない方が共に学ぶ仕組み。自立と社会参加を見据えた多様で柔軟な仕組みの整備も必要とされる。
- ※₉ 合理的配慮：「障害者の権利に関する条約」第 2 条において、合理的配慮とは、「障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は講師することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。なお、「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。

2 いわて特別支援教育推進プラン【平成 25 年度～平成 30 年度】による成果と課題

現推進プランでは、「つなぐ」、「いかす」、「支える」の三つのキーワードによって基本的な考え方を表し、具体的施策として、県就学指導委員会の機能改善や、重度重複障がいや通常の学級等に係る研究、特別支援学校による小・中・義務教育学校等への継続型訪問支援、県民を対象とした特別支援教育に係る講演会の開催の取組を展開してきました。

新推進プランの策定に当たって、現在の特別支援教育の推進状況及び、教育関係者・保護者等が感じていることを把握するため、平成 29 年 7 月から 9 月に実施した調査（以下「策定調査」という。）によると、現推進プランの取組により、教育相談や支援体制の整備、地域資源を活用した指導・支援の充実等に一定の成果を挙げてきた一方で、今後の課題が明らかとなりました。併せて、各学校等の現状や、共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進に当たって現在の岩手県において重要なこととして感じている点についても確認することができました。

つなぐ ～就学から卒業までの一貫した支援の充実～

<現推進プランにおける施策の方向性と具体的施策・達成状況>

○ 早期からの教育相談・支援体制の整備 <策定調査による肯定的評価 91.3%>

▶ 「今後の就学指導のためのガイドライン」の改訂

平成 28 年 3 月に「教育支援のためのガイドライン」を作成・配布するとともに、市町村就学支援担当者研修会において周知と活用を図りました。

▶ 県就学指導委員会の機能改善

教育上特別な支援を必要とする児童生徒等の就学先決定時のみならず、就学先決定後の学校生活における支援の内容等についての調査審議、助言をさらに充実させ、国の示す方向性を強化していくために、平成 29 年 3 月に「岩手県教育支援委員会」と名称を変更するなどの改正を行いました。

【表 1】就学支援ファイル^{※10}等を作成・活用している市町村の割合

現推進プラン策定時 (H24 年度)	達成状況 (H29 年度)	目標値 (H30 年度)
39.4%	100%	100%

○ 卒業後を見据えた支援の充実 <策定調査による肯定的評価 93.2%>

ア 諸計画の作成と活用による情報の共有化

▶ 「就学支援ファイル」や個別の教育支援計画^{※11}の活用による情報の共有化

「教育支援のためのガイドライン」に、「就学支援ファイル」を活用した先進的な取組をしている市町村の事例を掲載し、平成 24 年度に作成・配布した「「個別の教育支援計画」の作成と活用」とともに、研修会での周知・活用を図りました。

【表 2】個別の教育支援計画を作成・活用している学校の割合

現推進プラン策定時 (H24 年度)	達成状況 (H29 年度)	目標値 (H30 年度)
44.7%	■■. ■%	100%

※10 就学支援ファイル：教育上特別な支援を必要とする幼児等を対象として、実態、保護者の願い、教育、福祉、医療等の支援を記録するためのファイル、就学先を検討する際の資料や引継資料として活用される。市町村により、「就学支援ファイル」「就学支援シート」「PASS」等、名称や形態が異なる。

※11 個別の教育支援計画：教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の幼児期から卒業後までを見通し、一貫して的確な支援を行うことを目的に、関係機関が連携・協力しながら、ライフステージに応じた教育支援の内容・方法等を示した計画。

イ 進路・就労支援の充実

(高等学校)

▶ 特別な教育的支援を必要とする生徒の進路等に係る調査・研究

教育上特別な支援を必要とする生徒の進路・就労状況について把握し、適宜、特別支援学校が開催している就労支援ネットワーク会議^{※12}への参加について各高等学校に働きかけたり、特別支援学校教員が高等学校を訪問しての相談を実施したりしました。

▶ 関係機関と連携した現場実習・就労先の確保

特別支援学校から各高等学校へ、就労支援ネットワーク会議等の案内や、関係機関との連携、現場実習、就労支援に関する情報提供を行いました。

(特別支援学校)

▶ 企業との連携協議会^{※13}の取組の充実・発展

平成 29 (28) 年度は、■ (8) 地区において実施し、■ (67) 企業が参加しました。

【表 3】特別支援学校高等部新規卒業者のうち、一般就労希望者の就職率

現推進プラン策定時 (H24 年度)	達成状況 (H29 年度)	目標値 (H30 年度)
94.6%	100%	100%

【策定調査の結果から】

- ▲各市町村における早期からの教育相談や支援体制の整備について、学校関係者に比べて保護者等の実感が低い。また、多くの調査対象が、保護者向けの情報発信を、「つなぐ」に関する重要な項目として挙げている。
- ▲進学時の引継ぎや情報共有について、年齢段階が進むにしたがって肯定的評価が下がっている。
- ▲保護者等を中心に、企業との連携による進路・就労先等の拡大や情報の共有を、「つなぐ」に関する重要な項目として挙げている。

【考察】

- ◎各市町村においては、就学支援ファイルや相談体制について、保護者等への一層の周知を図り、早期からの継続した教育支援につなげていくことが必要である。
- ◎幼児児童生徒の特性や、取り組まれてきた指導内容や支援方法等を、確実に進学先に伝えるための具体策を講じることが必要である。
- ◎教育上特別な支援を必要とする生徒の就労に関して、企業と連携を図りながら一層の拡大に向けた取組を行うことが必要である。また、保護者等への情報提供や相談体制を整えていくことについても必要である。

※12 就労支援ネットワーク会議：県内 10 地区に設置されており、特別支援学校とハローワーク、市町村保健福祉課、広域振興局、福祉事業所等が構成メンバーとなり、特別支援学校高等部生徒や卒業生の就労・生活状況に係る情報交換を年 2 回行う。

※13 企業との連携協議会：地域の事業所・企業に特別支援学校や障がいのある生徒への理解促進・就労への協力等を得るために、地域の特別支援学校と地域企業とが情報交換を年 2 回行う。

いかす ～各校種における指導・支援の充実～

<現推進プランにおける施策の方向性と具体的施策・達成状況>

○ 地域資源を活用した指導・支援の充実 <策定調査による肯定的評価 88.0%>

ア 特別支援学校のセンター的機能の活用

▶ 継続型訪問による指導・支援の充実

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教育エリアコーディネーター^{※14}が、幼稚園や認定こども園、保育所、特別支援学級が設置されている小・中・義務教育学校80園・校を対象（H29実績）に、複数回、当該園・校を訪問する支援を実施しました。

▶ 特別支援教育コーディネーターの連絡会を活用した指導・支援の充実

県内4地区において特別支援教育コーディネーター連絡会による研修会等を開催し、特別支援学校と小・中・義務教育学校の特別支援教育コーディネーターが参加しました。

【表4】特別支援教育コーディネーター連絡会に参加した市町村の割合

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
0%	100%	100%

イ 地域の特別支援学級の充実

▶ 地域の特別支援学級を活用した専門性の向上

県内2地域の協力地域による実践をまとめ、県教育研究発表会での実践報告や、各市町村教育委員会等への成果物の作成・配布、各種研修会での活用を行いました。

【表5】特別支援学級が授業交流・研修会等を実施した市町村（同一校種で複数の特別支援学級設置校のある市町村に限る）の割合

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
0%	100%	100%

ウ 外部の人材の活用

▶ 地域の外部専門家を活用した指導・支援の充実

作業療法士や言語聴覚士等^{※15}を、希望のあった県内8校の特別支援学校に20名配置し、成果等の事例を特別支援学校連絡協議会等において共有しました。

【表6】外部専門家の活用に関する理解と普及を図った特別支援学校の割合

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
42.8%	100%	100%

エ 特別支援教育エリアコーディネーターの配置による市町村教育委員会への支援の充実

▶ 特別支援教育エリアコーディネーターの配置による指導・支援の充実

各教育事務所管内の地域に設置されている特別支援学校のうち1校に各1名の配置を継続し、各教育事務所や各市町村教育委員会特別支援教育担当と連携を図りながら、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援の充実につなげました。

※14 特別支援教育エリアコーディネーター：平成22年度から、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター専任化を実施しており、通称、特別支援教育エリアコーディネーターを、各教育事務所管内の地域に設置されている特別支援学校のうち1校に、各1名配置している。なお、各園・校においては、校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者や関係機関との連携協力の強化を図る役割を担う教員が、特別支援教育コーディネーターとして所属長から任命されている。

※15 作業療法士、言語聴覚士等：作業療法士(OT)とは、着替え、排せつ、食事、道具の操作等の日常生活動作の評価及びこれらの日常生活動作を獲得するための補助具等の制作・必要性の評価、日常生活、作業活動の改善に役立つ教材の製作等を行う者。言語聴覚士(ST)とは、言葉の発声・発音の評価、食べる機能の評価・改善、人工内耳を装着した児童生徒等の聞こえの評価・改善等を行う者。理学療法士(PT)とは、呼吸状態や姿勢等に関する身体機能面からの評価、学校生活で可能な運動機能の改善・向上についての指導、障がいの状態に応じた椅子や机など備品の評価・改善等を行う者。

○ 多様なニーズに対応した指導・支援の充実 <策定調査による肯定的評価 94.1%>
(幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校)

▶ 多様なニーズに対応した個別の指導計画の活用と充実

特別支援教育担当者が参加する研修や、各校における研修において、総合教育センター所員や特別支援教育エリアコーディネーター等が、個別の指導計画の活用事例や指導の充実につなげる方法等についての講義を行い、各校における活用につなげました。

▶ 特別支援学級・通級指導教室を活用した通常の学級への支援に係る研究

平成26年度から平成27年度に総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、「チームで取り組む特別支援教育の手引」の作成・配布、各種研修会での周知・活用を図りました。

(特別支援学校)

▶ 重度・重複障がいの教育内容・指導方法に係る研究

平成27年度から平成28年度に盛岡青松支援学校、花巻清風支援学校、総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、研究成果物の作成・Webページ掲載、各種研修会での周知・活用を図りました。

【表7】保護者との情報共有など個別の指導計画を活用した公立の幼稚園及び学校の割合

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
0%	■■■%	100%

○ 交流及び共同学習の充実 <策定調査による肯定的評価 95.8%>

▶ 「交流籍^{※16}」を活用した居住地の小・中学校との交流及び共同学習の継続と充実

平成25年度に花巻清風支援学校、総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、「交流及び共同学習ガイドブック」の作成・配布、各種研修会での周知・活用を図りました。また、幼稚園や認定こども園、保育所、高等学校においても、近隣の特別支援学校との交流及び共同学習を積み重ねています。

【策定調査の結果から】

- ▲特別支援学校が地域の特別支援教育を推進しているものの、年齢段階が進むにしたがって、特別支援教育以外の対応へのニーズが高くなっている。
- ▲特別支援学級、通級指導教室における指導・支援の充実に加えて、通常の学級における指導・支援の充実についても、「いかす」に関する重要な項目として挙げられている。
- ▲「交流籍」を活用した交流及び共同学習を中心に推進されてきているものの、すべての校種において、交流及び共同学習の趣旨を理解した上での適切な取組については課題がある。

【考察】

- ◎特別支援学校の地域支援を継続させつつ、多様な相談等に対応するための支援体制を整えていくことが必要である。
- ◎校内や地域資源の調整・連携に係る支援体制、通常の学級における一斉指導と個別指導の両面からの指導・支援の改善策を講じることが必要である。
- ◎児童生徒等の教育的ニーズや、目標、活動を確認したうえで、各校種における交流及び共同学習を推進していくことが必要である。

※16 交流籍：特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中・義務教育学校に副次的に置く籍。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通じて、居住する地域や児童生徒同士のかかわりの広がりや深まりにつなげる。

支える ～教育環境の充実・県民理解の促進～

<現推進プランにおける施策の方向性と具体的施策・達成状況>

○ 教職員等の専門性の向上 <策定調査による肯定的評価 95.1%>

▶ 公立小・中学校管理職を対象とした研修

管理職を対象とした研修に特別支援教育の内容を組み入れるとともに、特別支援学級設置学校長協議会※17等と連携を図りながら研修の機会を設定しました。

▶ 市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事の専門性の向上

指導主事協議会や市町村就学支援担当者研修会等において、特別支援教育に関する内容と取り扱うとともに、特別支援教育エリアコーディネーターが各教育事務所や市町村教育委員会特別支援教育担当と日常的な連携を図りました。

▶ 各校種における特別支援教育の理解及び指導・支援に係る研修

すべての校種の初任者研修やライフステージ別の研修において、特別支援教育に関する内容を組み入れるとともに、課題に応じた研修講座の開設や、学校等の要請による研修への対応など、多様な内容・形態での研修を行いました。

▶ 地域における特別支援教育のリーダーの養成

平成25年度から平成29年度の期間、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所への専修プログラムに20名、総合教育センターの長期研修に39名、岩手大学教職大学院に2名の教員を派遣し、特別支援教育推進のリーダーの養成を図りました。

▶ 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上に係る研修

総合教育センターにおいて、高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を開催するとともに、県内4地区において特別支援教育コーディネーター連絡会による研修会等を開催しました。

▶ 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上に係る研修

総合教育センターにおいて、教育相談や特別支援教育に関する長期研修や、研修講座を開設するとともに、各校における校内研修への支援を行いました。

▶ 寄宿舎における生活指導の充実

総合教育センターにおいて、寄宿舎指導員を対象とした研修講座を開設しました。また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開催している特別支援学校寄宿舎指導実践協議会に寄宿舎指導員を派遣しました。

【表8】上記の施策の具体的取組に関する研修（指導主事の専門性の向上）の実施率

現推進プラン策定時 (H24年度)	達成状況 (H29年度)	目標値 (H30年度)
0%	100%	100%

○ 多様なニーズに対応した教育諸条件の充実 <策定調査による肯定的評価 92.4%>

ア 小・中学校における教育諸条件の充実

▶ 特別支援学級及び通級指導教室の充実

全市町村へのことばの教室設置や、特別支援学級等の新設（H24:537学級→H29:776学級）を進めるとともに、特別支援学級及び通級指導教室担当者の課題やニーズに対応する内容を、特別支援教育新任担当教員研修講座、通級による指導担当養成講座等に盛り込み、各教育事務所や総合教育センターと連携しながら実施しました。

イ 高等学校における教育諸条件の充実

▶ 高等学校における障がいのある生徒の受入れに係る調査・検討

特別支援教育に関する法改正の動向を注視するとともに、各自治体の受入れ状況を確認しながら、今後の高等学校における特別支援教育体制に係る検討を行いました。

▶ 特別支援教育校内委員会の活性化

各校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の開催や、県教育委員会特別支援教育担当・高校教育担当が各校を訪問しての研修を継続し、特別支援教育校内委員会の意義や役割、具体的な進め方について周知を図りました。

※17 特別支援学級設置学校長協議会：特別支援学級や通級による指導を設置している小・中・義務教育学校の校長により組織されている協議会。管理運営に関する調査研究、特別支援教育並びに特別支援教育一般についての研修活動を主な事業としている。

▶ 特別支援教育支援員^{※18}の配置

平成 29 年度は、高等学校 34 校に 35 名の特別支援教育支援員を配置しました。また、平成 25 年度に総合教育センターが作成した「特別支援教育支援員の業務推進の手引」を、総合教育センターWeb ページへ掲載するとともに、各種研修会で活用しました。

【表 9】特別支援教育校内委員会を開催した高等学校の割合

現推進プラン策定時 (H24 年度)	達成状況 (H29 年度)	目標値 (H30 年度)
63.8%	100%	100%

ウ 特別支援学校における教育諸条件の充実

▶ 多様なニーズに対応した知的障がい特別支援学校高等部の在り方の検討

知的障がい特別支援学校高等部の現状を確認するとともに、今後の在り方について検討し、生徒の自立と社会参加を見据えた教育課程、企業との連携協議会の充実、技能認定制度の創設についての方向性を決めました。

▶ 盛岡となん支援学校移転に伴う現校舎の活用の検討

盛岡みだけ支援学校の教室不足などの課題解消のため、知的障がいを対象とした新設校設置との方向性を定め、現在、開校に向けた具体的な検討・調整を進めています。

○ 共生社会の形成に向けた県民の理解・啓発 <策定調査による肯定的評価 77.8%>

▶ 特別支援教育に係る理解・啓発の更なる推進

県民を対象とした特別支援教育に係る講演会を、平成 26 年度から平成 29 年度の期間に延べ 12 会場で実施し、■■■名 (H26-H28:614 名) の県民の皆様にご参加いただきました。また、地域の要望に応じながら研修講座を実施したり、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のキャリア教育や就労に向けた啓発資料を作成・配布したりしました。

▶ 特別支援教育ボランティアの養成と活用の充実

各特別支援学校においてボランティア養成講座を開催し、受講された方々に、授業や校外学習・行事等へのボランティア活動にご協力いただきました。

【表 10】ボランティア活動に参加した延べ人数 (年間)

現推進プラン策定時 (H24 年度)	達成状況 (H29 年度)	目標値 (H30 年度)
52 人	■■■人	70 人

【策定調査の結果から】

▲特別支援教育の推進に当たって、すべての校種における特別支援教育への理解、学級経営力・授業力の向上を挙げる回答が多い。

▲県民の理解と協力が進んできているとする肯定的評価について、学校関係者に比べて保護者等の割合が低い。また、自由記述等において、県民の理解と協力へのニーズが最も高い。

【考察】

◎幼稚園段階、小・中・義務教育学校、高等学校における特別支援教育の専門性、特別支援学校における各教科等の専門性の向上を図るなどして、各校種における指導・支援の一層の充実につなげていくことが必要である。

◎共生社会の具体的なイメージや、現在の学校における特別支援教育の取組について、他部局等と連携しながら県民へ向けた情報をさらに発信していくことが必要である。

◎連続性のある多様な学びの場の視点等から、各校種の実情に応じた教育諸条件等の計画的な整備が必要である。また、特別支援教育の生涯学習の視点等から、スポーツ・文化芸術活動の充実に向けた取組についても必要である。

※18 特別支援教育支援員：食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、児童生徒に対する学習支援、安全確保などの学習活動上の支援を行う者。

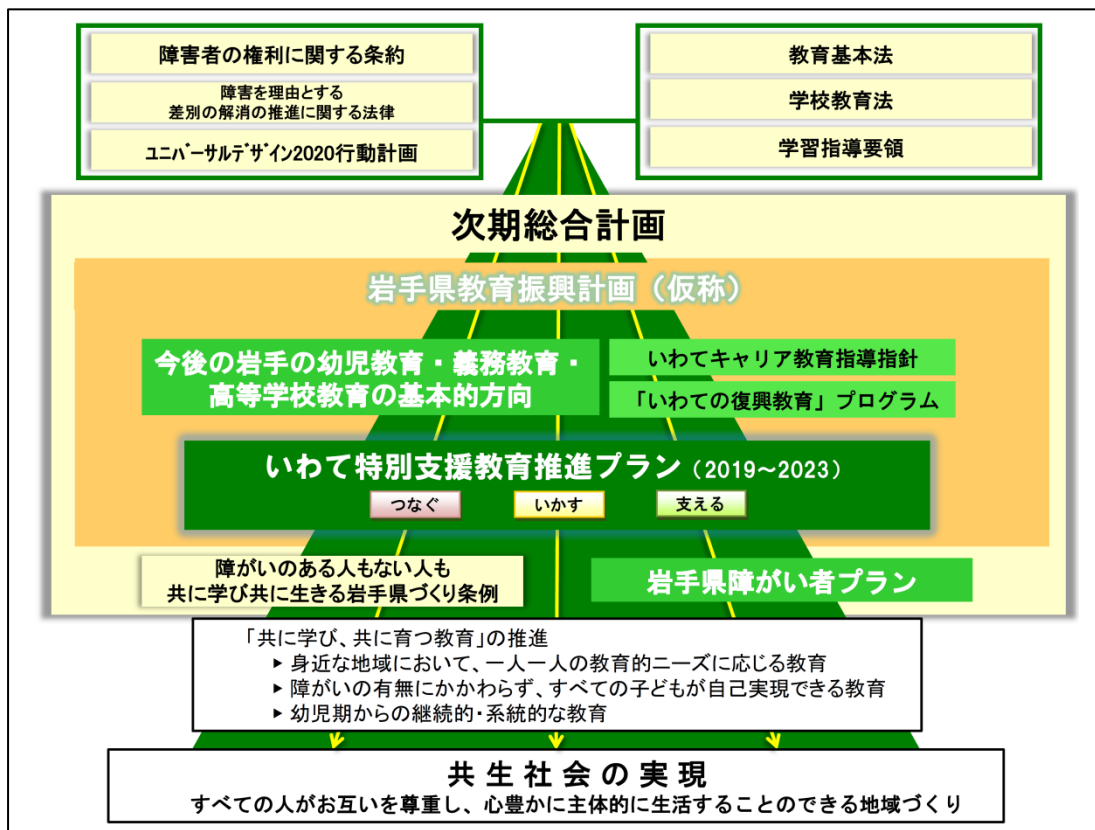
Ⅱ いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）の方向性と概要

1 いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）の方向性

新推進プランにおいては、共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進するに当たって、これまでの推進プランの基本理念である「共に学び、共に育つ教育」を継承するとともに、「つなぐ」、「いかす」、「支える」の三つのキーワードによって基本的な考え方を表します。

新推進プランは、国の動向や、本県の特別支援教育に関する現状等を踏まえた上で、それぞれのキーワードごとの施策の方向性と具体的施策により構成します。また、具体的施策を推進する上で、中心となって取り組む対象を明確にすることにより、実行性のある計画とします。

新推進プランは、現推進プランと同様に、次期総合計画、「岩手県教育振興計画（仮称）」の基本目標及び政策推進の基本方針や、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の趣旨を踏まえるとともに、「岩手県障がい者プラン」や、県教育委員会等における他の計画との整合性を図りながら取組を進めていきます。

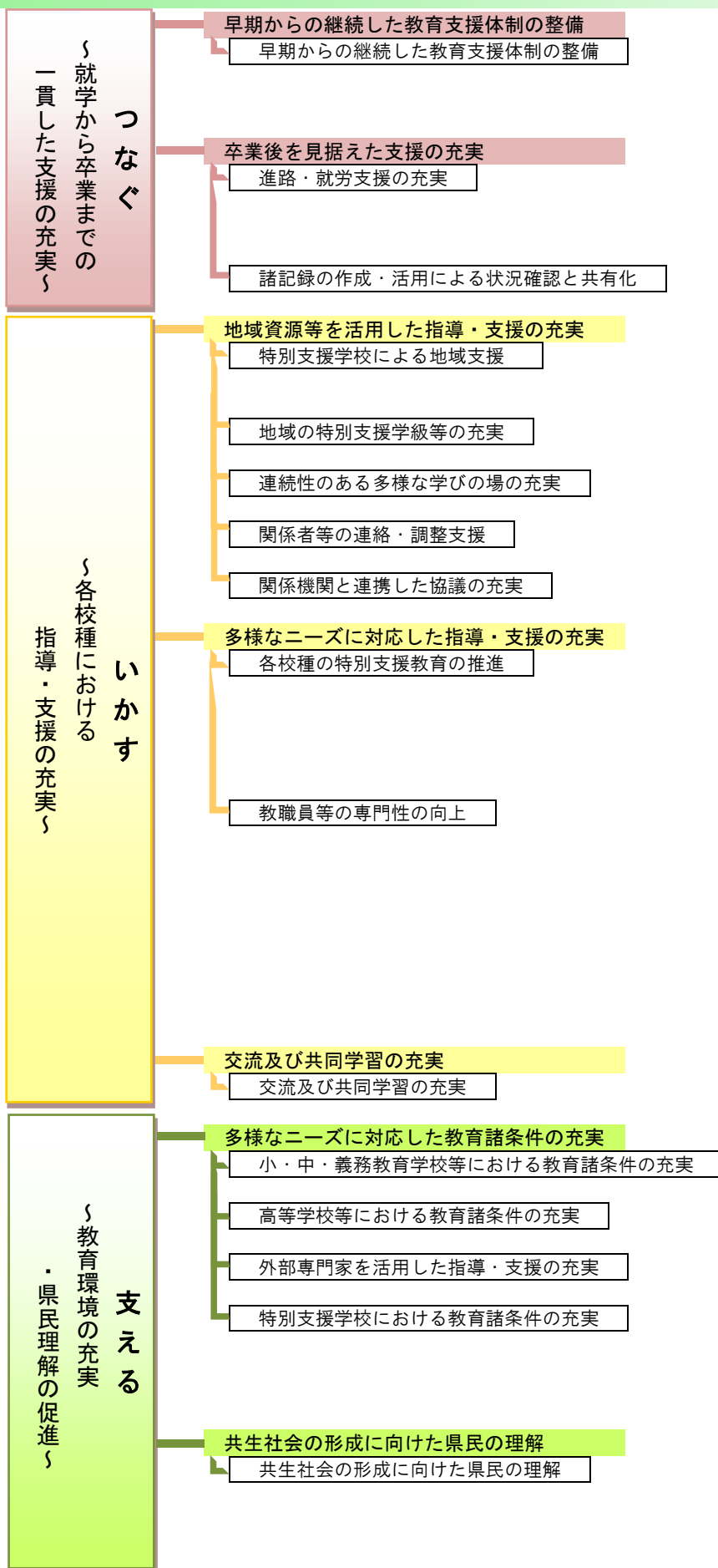


【図】 いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）の方向性概念

新推進プランは、概ね10年後を見据えながら、平成31年度（西暦2019年）から平成35年度（西暦2023年）までの5年間の計画とし、代表的な指標と目標値の設定・評価により進捗状況を把握し、各施策の方向性として設定する目指す姿に迫っているかについて評価します。

なお、特別支援教育に関する国内外の動向、現状や課題の変化等によって、新推進プランの実行期間内であっても必要に応じた見直しを行います。

2 いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）の概要



(参考) いわて特別支援教育推進プラン【平成 25 年度～平成 30 年度】の概要

